

○国立大学法人埼玉大学検定料の免除に関する規則

〔平成19年10月25日〕
規則第81号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成21. 7. 23 21規則48

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第34条及び第63条第1項第3号、国立大学法人埼玉大学大学院学則第15条並びに国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則第11条の規定に基づく検定料の免除については、この規則の定めるところによる。

(免除の要件)

第2条 入学試験を行う当該年度において、志願者又は学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域に居住し、居住家屋について地方公共団体が行う全壊・流失・半壊の罹災証明を得ることができることを検定料免除の要件とする。

(免除の願い出)

第3条 検定料の免除を受けようとする者(科目等履修生及び研究生を除く。)は、出願と同時に、検定料免除願(別紙様式)に地方公共団体の発行する罹災証明書を添えて、検定料免除を願い出なければならない。

2 出願時に罹災証明書が取得できない場合は、検定料を払い込んだ上、検定料免除願(別紙様式)により検定料免除を願い出なければならない。この場合、後日、罹災証明書を提出しなければならない。

(免除)

第4条 前条第1項の願い出が受理されたとき、又は前条第2項の罹災証明書が提出されたときに検定料を免除する。

(還付)

第5条 第3条第2項の免除を願い出た者には、罹災証明書の提出があったとき検定料相当額を還付する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、検定料の免除に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成21. 7.23 21規則48）

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

検 定 料 免 除 願

令和 年 月 日

埼 玉 大 学 長 殿

志願者本人氏名 _____

学資負担者氏名 _____

学資負担者住所 _____

学資負担者電話 _____

学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、罹災したため検定料の免除をお願いします。

注 1 地方公共団体の発行する罹災証明書を添付してください。

この場合は、検定料を納付しないでください。

注 2 地方公共団体の発行する罹災証明書を添付できない場合は、後日取得して提出してください。

この場合は、必ず検定料を納付してください。罹災証明書提出後に検定料相当額を還付します。